

5月・6月は赤十字運動月間です。

+ 日本赤十字社 千葉県支部
Japanese Red Cross Society

日本赤十字社千葉県支部

検索

TEL : 043-241-7531



そこに、守りたい命がある。

人間を救うのは、人間だ。

赤十字活動資金にご協力ください。

日本赤十字社の使命

Mission statement

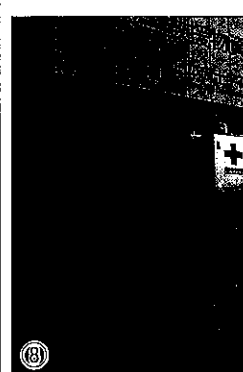
わたしたちは、
苦しんでいる人を
救いたいという思いを結集し、
いかなる状況下でも、
人間のいのちと健康、尊厳を
守ります。

①ハイチ大地震被災者救援活動のため派遣された千葉県支部職員(第5班) ②初動救護班(DMAT)の救護活動訓練 ③防災訓練に参加する千葉県赤十字特殊救護奉仕団 ④災害時・夜間に血液を緊急搬送する千葉県赤十字血液センター職員 ⑤防災訓練で炊き出しを行う千葉市赤十字奉仕団と青年奉仕団 ⑥アイスランド火山噴火による渡航延期で足止めされた外国人への健康相談を行う成田赤十字病院職員 ⑦ハイチ大地震被災者支援活動のため派遣された成田赤十字病院医師(第4班) ⑧災害救援物資備蓄倉庫から出発するdERU(国内型緊急対応ユニット) ⑨防災訓練に参加する千葉県赤十字防災ボランティア ⑩青少年赤十字メンバーの防災教育訓練(災害時非常炊き出し) ⑪千葉市民花火大会で臨時救護を行う看護奉仕団 ⑫防災訓練に参加する千葉県赤十字安全奉仕団及び安全水泳奉仕団 ⑬防災訓練に派遣された成田赤十字病院救護班 ⑭救援物資を搬送する千葉県支部職員

※赤十字奉仕団とは、赤十字活動の推進役として大きな役割を担っているボランティア団体です。各奉仕団が地域・市民のニーズに即した活動に取り組んでいます。



守りたい
あると
赤十字



日本赤十字社千葉県支部では、 次の事業に取り組みます。 (平成23年度重点事業)

～災害救護体制の充実強化～

- 大規模広域災害(東京湾北部地震ほか)への備えを強めます。
《成田赤十字病院に医療救護班(12個班)を常備、災害救護看護師の養成、救急医療機器、移動炊飯器、備蓄倉庫の整備他》
- 赤十字奉仕団や防災ボランティアの災害時活動の機動力を高めます。
- 火災などの局地災害被災者の応急救援を行います。

～国際活動の充実～

- 海外の武力紛争や大規模災害の被災者を救援し、地域の復興を支援します。《カンボジア地震犠牲者支援、パキスタン紛争犠牲者支援》
- 途上国の教育環境整備や保健医療の開発協力を支援します。《ネパール、バングラデシュ青少年教育等支援》
- 職員を派遣し国際救援活動へ積極的に参加します。《ウガンダ北部地区病院支援事業要員派遣》

～健康・安全のための知識と技術の普及(32,000名を対象)～

- 「救急法」と「幼児安全法」の講習を開催し、救急隊が到着する間に市民ができる救命・応急処置を普及します。
「救急法」→人工呼吸や心臓マッサージの方法、AEDを用いた除細動など
「幼児安全法」→乳幼児期の事故の予防と手当、発熱や痙攣等への対応など
- AEDトレーナーや訓練用人形を増やし、地域で開催される講習会のための利便を図ります。
- 健やかな高齢期を迎えるための「健康生活支援講習」を広げます。
「健康生活支援講習」→高齢期の健康増進の知識や認知症への対応、介護技術など

～赤十字奉仕団などの活動～

- 災害時の奉仕団の役割と活動を理解し、備えを強化します。
- 全国の赤十字奉仕団と呼応し献血の推進に、より励みます。
- 地域の学校との連携を強め、体験学習に協力し共に子どもを育みます。

～青少年赤十字(JRC)の活動～

- 児童生徒が“気づき、考え、実行する”(JRCの態度目標)を身につけ成長する学習と体験の機会を充実します。
《宿泊研修・国際交流・県外JRCメンバーとの交流・防災教育、福祉教育、国際人道法の学習や実践活動を充実》
- 教師のための学級経営など指導のヒントをつかむ研修やセミナーを開催します

～義肢製作所の運営～

- 身体に障がいを持つ方々の、日常生活での不便を軽減し“苦痛を和らげる”ため利用者に最適の義肢・装具を迅速に提供します。
- 訪問、出張相談で来所困難な利用者の利便を図ります。

～赤十字精神と社旨の普及～

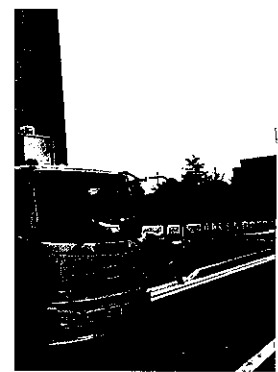
- 赤十字の根幹にある人道の精神や、国際人道法の意義と遵守の必要性を広く普及します。

～地域における赤十字活動～

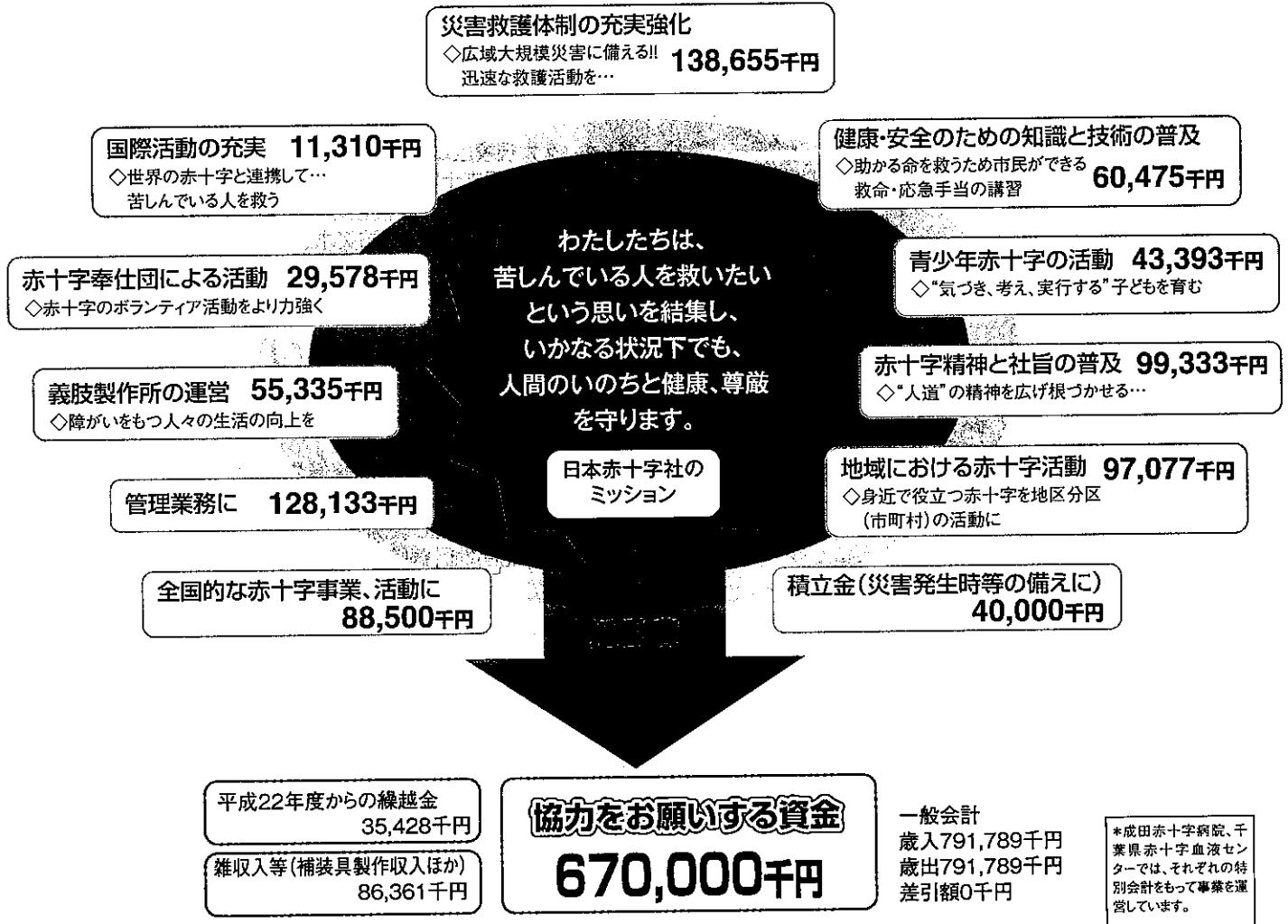
- 地区区分(市町村)、奉仕団、青少年赤十字等が連携し、健康で安全な暮らしやすい地域づくりの活動を実施します。



命が
るに
います。



活動費の総額と内訳(平成23年度予算)



～赤十字事業は、皆様の温かいご支援により支えられています。～
赤十字活動資金にご協力ください。

日本赤十字社の活動資金

赤十字活動資金は「社費」と「寄付金」に区別されています。

「社費」とは社員(会員)として継続して支援いただく会費のことで、「寄付金」とは社費以外の任意の寄付のことです。

●社員(会員)による継続的支援

日本赤十字社は「社員をもって組織する」、「社員は社費として毎年500円以上を納入する」と日本赤十字社法及び同定款に定められております。ここでいう「社員」は株式会社などの会社員という意味ではなく社団法人の社員または会員と同様のものです。

赤十字事業の趣旨を理解し、これを支持する人は老若男女を問わずだれでも社員に申し込むことができます。

- 赤十字活動資金へのご協力は、一人ひとりの自由意思でお願いするもので決して強制ではございません。
- 赤十字活動資金へのご協力は、郵便局や銀行窓口からのお振り込み、口座引き落としによる方法もごさいます。

一世帯あたり
500円を目安に
ご協力をお願いします。



※お問い合わせ・お申し込みについては、
下記までご連絡ください。

